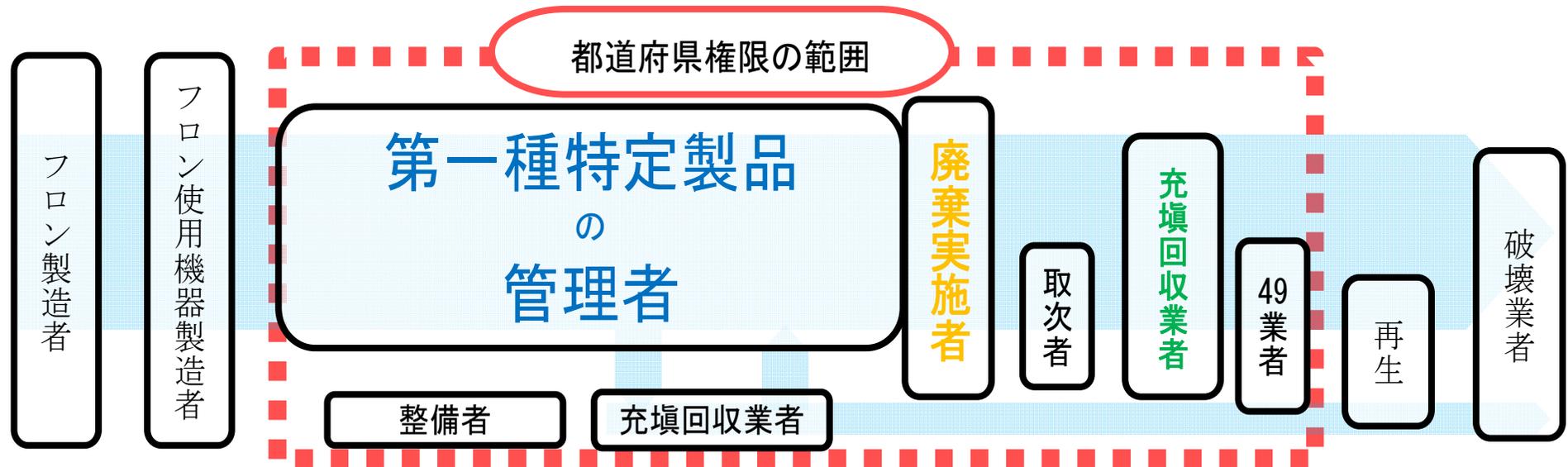


# 平成29年度 「フロン排出抑制法に関する説明会」

東京都における立入検査等の実施状況

東京都環境局

# 全体像の確認



- 第一種特定製品の管理者 . . . 約63万事業所
- 充填回収業者 . . . 約3.8千業者
- 都内建物解体工事 . . . 約2万件／年
- 49条業者 . . . 6業者



# 管理者への立入検査

## 【立入検査の実施】

平成27年度 行政機関を中心に実施

(経済産業省、厚生労働省(環境省)、  
国土交通省出先機関、都施設、  
区市町村施設 等)

平成28年度 民間企業等に拡大し実施

(大手小売業者、コンビニエンスストア、鉄道業者、  
製造業者、不動産業者、区市町村施設 等)

平成29年度 引き続き民間企業を中心に実施

以降

# 管理者への立入検査

## 【管理の事例】

### 運送事業者（鉄道系）

- ☑ 機器の全ての記録（設置日、機器の仕様、機器のフロン  
の情報、設置した業者名、修繕記録）を専用のシステムを構築し、  
一括管理

### 不動産業者（商業系施設＋住居のビル管理）

- ☑ テナントの出店前説明会で、フロン排出抑制法の点検等の  
取組について説明。また、各店の店長などにも個別に説明し、  
点検の実施について働きかけ

### 総合小売業（首都圏展開）

- ☑ 初回の点検をメーカーに委託し、点検対象機器とその点検方  
法を確認した。また、点検の記録簿の作成を依頼し、現在はそ  
の点検記録簿を使用し点検等を実施

# 管理者への立入検査

## 【助言の事例】

- ☑ 廃棄予定の機器に点検を行っていない。
  - フロンが充填されている限りは法対象であることを伝え、早急な点検実施を助言  
(フロンを抜けば、点検をしなくてもよいことも伝える)
  
- ☑ 点検記録簿に記載事項(特にフロンの種類)が抜けている。
  - 機器の銘板の確認、製造メーカーに問合せ等で把握に努めるよう助言

## 廃棄等実施者（建物解体現場等）

- 立入検査——産廃Gメン連携  
——建り法合同パトロール  
——単独でも実施
- 情報発信等

## 第一種フロン類充填回収業者

- 講習会  
(東京都冷凍空調設備協会と共催)
- 法改正チラシ作成・配布、情報発信
- 助言・指導
- 立入検査等

# その他の取組

## 第一種特定製品の管理者

- ・ 業界団体と連携した現地訪問
- ・ 漏えい量の多い業種・業態から立入検査

## 廃棄等実施者（建物解体現場等）

- ・ 業界団体における講演
- ・ 区市町村との連携

## 第一種フロン類充填回収業者

- ・ 窓口申請時の法の確認の徹底
- ・ 立入検査

# 業界団体と連携した現地訪問

東京都委託事業

## 冷凍空調機器の 管理実態を 調査しています

調査機関：(一社)東京都冷凍空調設備協会  
 調査方法：調査員が現地に伺わせていただきます  
 調査内容： 機器の管理状況をヒアリング  
 フロン排出抑制の点検アドバイス  
現場の機器の状況を踏まえて調査します！  
 機器の省エネや性能維持のアドバイス  
適正管理手法とともに御提案いたします！

調査費用：無料です！

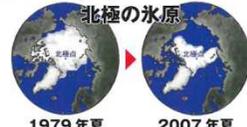
### なぜ適正管理が必要なの？

◎フロンは、温室効果ガスでCO<sub>2</sub>の百倍から1万倍の温暖化影響があるため、排出を減らす必要があります。



## 地球温暖化！

フロンの排出も  
減らして  
いきましょう！



北極の水原  
1979年夏      2007年夏

◎フロン排出抑制法で業務用冷凍空調機器の使用者に点検が義務化されました。法遵守のために裏面を御参照ください。

東冷協 TOKYO 裏面に続く➡

フロン排出抑制法

## ご存じですか？ フロン排出抑制法で 業務用のエアコンや 冷凍冷蔵庫に点検が 義務化されました。

義務の内容

- ①業務用機器の点検
  - ・全ての機器は簡易点検(3月に1回)以上が必要です。
  - ・圧縮機定格出力 7.5kW 以上の機器は専門家による定期点検が必要です。
- ②点検の結果を記録
  - ・いつ、だれがどの機器を点検したか記録し、保存しておきます。
- ③機器の修理は迅速に対応
- ④機器を廃棄する時は、専門業者にフロンの回収を委託 などなど

### この調査でこんなメリットがあります

- ①現状を踏まえたフロン排出抑制法遵守のため、御社の状況に合わせた相談が可能です！
- ②冷凍空調機器の適正管理に向けたアドバイスにより、省エネや機器の長寿命化が期待できます！

問合せ先

調査実施者	一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会 電話 03-3437-9236
調査委託元	東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当 電話 03-5388-3471 (直通)

# フロン排出抑制法の目的

この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。